

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資出資規制	・多くのGCC諸国において、徐々に緩和が進んでいるものの、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている（商業資本外資独占投資に制限がある）。 2020年11月23日に、UAE会社法の改正が発表（Federal Decree Law No. 26/2020 (Decree)）。 2021年6月1日より、UAEで新会社法が施行され、例外規定を除き、オンショアで外資100%資本の会社設立が可能となったが、弊社に必要な卸売り・小売りは例外規定に含まれている。また代理店保護法は存続しており、以前締結した独占契約は有効であるため、事業活動範囲に制約が生じている。	継続	・販社として機動的な販売活動を実現するため、外資規制のさらなる緩和及び代理店保護法の撤廃をして欲しい。	・Agency protection law ・代理店保護法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASO (UAE版RoHS) などの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。	継続	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き、国境管理
2	日機輸	非課税限度額制限	・日本郵便EMS便受付停止の際の代替輸送として国際宅配便（DHL社）にて運用を行っているが、非課税限度額制限により制度利用による個人消費輸入品の大半が課税対象となることと、輸入国側検査における手続き費用が別途発生する。また、輸入通関手続に日数を要する。 尚、個人消費輸入品の大半が日本国内販売を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ皆無である。 ※個人消費輸入は同書類を入手できない限り不可となる。	継続	・個人消費輸入品の免税措置。 ・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	・非課税限度額制限 －2022年12月よりAED1,000からAED300に引き下げ。 －法人宛、個人宛問わずAED300を超える貨物は正式通関の対象となる。 －輸入通関も厳格に厳しく内容を審査されていく。
5. 税制						
1	日機輸	新規法人税導入の実施細則の不足	・UAE政府は2023年6月1日から新たに法人税を導入。しかしながら、同税法導入後も詳細が後追いで発表されるなど対応に苦慮。	新規	・法人所得税の課税要件の早期決定に向けて働きかけ願いたい。	・所得税法
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関での水際取締にかかる問題点	・UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。	継続	・トランジット貨物を含めた差止めを望む。	
2	日機輸	模倣品取締対策の強化不足・罰則の不十分	・模倣品の撲滅に向けた取組みを行っているが、模倣品が後を絶たない。国際協力による模倣品取締体制の強化不足や模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償などが要因の一つである。 また、税関などが模倣品を没収したとしても、その没収した模倣品の保管、輸送並びに破棄に係る費用が権利者にとって負担となっている。	継続	・下記対応を実施していただきたい。 －知的財産権執行法令強化。 －税関取締り強化。 －模倣品輸入差止手続導入、簡素化。 －正規輸入者に対する没収模倣品の関連費用負担軽減。	・ACTA-国際模倣品 撲滅貿易協定(2010年10月)
3	日機輸	商標権変更申請手続の遅延	・商標の変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（5年以上経過しているが終了していない）。	継続	・変更申請手続きの迅速化を要望する。	・商標法など
4	時計協	商標権取得に係る費用全般の問題点	・UAEの領事館認証費用（委任状認証1件当り12万円）が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。	継続	・領事館認証費用の引き下げ。	
5	時計協	商標権取得に係る費用全般	・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料US\$2,720、更新料US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。	継続	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の問題点				
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国で食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
2	時計協	環境法規制内容の不一致	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。